

令和7年度運用（付利）結果のお知らせ《印字例》

〒160-8504

東京都新宿区四谷3丁目2番1号

農年太郎様

カスタマバーコード欄

プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、令和7年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

令和8年6月25日

独立行政法人農業者年金基金

理事長 黒田 夏樹 公印

被保険者記号番号

XXXXXXXXXXXXXXXX

1. 付利額などのお知らせ

(単位：円)

		令和7年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和8年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者 老 年 金	計	4,688,047	—	5,299,186	611,139
	保険料納付額	3,400,000	—	3,640,000	240,000
	付利額	1,288,047	—	1,659,186	371,139
特例 付 加 年 金	計	3,323,654	—	3,580,745	257,091
	国庫補助額	2,160,000	—	2,160,000	0
	付利額	1,163,654	—	1,420,745	257,091
合 計	計	8,011,701	—	8,879,931	868,230
	保険料納付額	3,400,000	—	3,640,000	240,000
	国庫補助額	2,160,000	—	2,160,000	0
	付利額	2,451,701	—	3,079,931	628,230

(注) 1. 特例付加年金は、受給要件を満たした場合(原則65歳に達し、かつ、経営継承等により農業を営む者でなくなる場合)に年金として支給されます。

2. 前年度末(修正後)欄には令和7年3月以前に遡及して被保険者資格の変更があった方に限り、変更後の前年度末付利額等が印字されています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
R 7. 3. 31	前年度末合計額	4,688,047	3,323,654	
R 7. 4. 23	R 7年 3月分保険料	20,000	0	
R 7. 5. 23	R 7年 4月分保険料	20,000	0	
R 7. 6. 23	R 7年 5月分保険料	20,000	0	
R 7. 7. 23	R 7年 6月分保険料	20,000	0	
R 7. 8. 25	R 7年 7月分保険料	20,000	0	
R 7. 9. 24	R 7年 8月分保険料	20,000	0	
R 7. 10. 23	R 7年 9月分保険料	20,000	0	
R 7. 11. 25	R 7年 10月分保険料	20,000	0	
R 7. 12. 23	R 7年 11月分保険料	20,000	0	
R 8. 1. 23	R 7年 12月分保険料	20,000	0	
R 8. 2. 24	R 8年 1月分保険料	20,000	0	
R 8. 3. 23	R 8年 2月分保険料	20,000	0	
R 8. 3. 31	R 7年度付利額	371,139	257,091	R 7年度運用分
R 8. 3. 31	当年度末合計額	5,299,186	3,580,745	今回通知額

《印字例の説明》

モデルケースを設定して、モデルケースの方の「令和7年度運用（付利）結果のお知らせ」に印字される金額を記載してあります。

・モデルケース

- ① 新制度発足時（平成14年1月）に20歳で加入し、現在も加入を継続
- ② 平成28年12月分まで：保険料月額1万円、国庫補助1万円
平成29年1月分より：保険料月額1万4千円、国庫補助6千円
令和4年1月分より：保険料月額2万円
(平成29年1月に35歳、令和4年1月に40歳に到達したため、保険料及び国庫補助額が変更)
- ③ 保険料は、毎月期限どおりに納付

(裏面に、このお知らせの見方があります。)

○ 「付利額などのお知らせ」の見方

前年度末の額を表示する欄です。

前年度末以前に遡及して資格が変更され、前年度末の付利額等が修正された場合に使用する欄です。該当する方のみ数字が入ります。

保険料、国庫補助額、それらの付利額の累計額をお知らせする欄です。

今回の増減額をお知らせする欄です。前年度末の額が修正された場合には、修正後の額からの増減になります。

農業者老齢年金の原資になる保険料やその付利額についての欄です。

特例付加年金の原資になる国庫補助やその付利額についての欄です。
特例付加年金は、経営継承などの受給要件を満たした場合に支給されます。

農業者老齢年金と特例付加年金の合計欄です。

1. 付利額などのお知らせ

(単位:円)

		令和7年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和8年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者 老齢 年金	計		-		
	保険料納付額		-		
	付利額		-		
特例 付加 年金	計		-		
	国庫補助額		-		
	付利額		-		
合計	計		-		
	保険料納付額		-		
	国庫補助額		-		
	付利額		-		

付利額は、運用収入（運用コスト控除後）に制度上必要な調整等を加えた額を、個人ごとの期間中に運用した額の平均額に応じて、按分した額です。（付利額の算定方法を参照）

○ 「保険料の納付状況などのお知らせ」の見方

「保険料の納付状況などのお知らせ」では、年度中の保険料納付額や国庫補助額の増減、付利額の増減をお知らせします。

事項欄には保険料の納付などの増減に関わる事項が、日付欄には納付日や処理日などが表示されます。

保険料納付額欄と国庫補助額欄にはその増減額が、摘要欄には必要な場合に補足する情報が表示されます。

ただし、前納保険料については、農業者年金基金が一旦お預かりして、毎月、保険料に振り替えますので、12月の前納保険料額と年度末時点にお預かりしている残額を最後にまとめてお知らせしています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
R 7. 3. 31	前年度末合計額	円	円	
R 7. 4. 23	R 7年 3月分保険料			
R 7. 5. 23	R 7年 4月分保険料			
R 7. 6. 23	R 7年 5月分保険料			
R 7. 7. 23	R 7年 6月分保険料			

区分	日付欄表示内容	事項欄表示内容	摘要欄表示内容
保険料の毎月納付	納付日	Ryy年mm月分保険料	
前納保険料を毎月末に保険料に振替	月末日	Ryy年mm月分(前納)	
保険料の遡及納付	納付日	保険料遡及納付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
国庫補助の遡及助成	処理日	国庫補助追加	Ryy. mm~Ryy. mm補助分
保険料の還付	処理日	保険料還付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
前納保険料の振替取消	処理日	前納保険料振替取消	Ryy. mm~Ryy. mm振替分
国庫補助返還	処理日	国庫補助返還	Ryy. mm~Ryy. mm補助分
資格の遡及変更等に伴う過年度付利額の調整	日付表示なし	過年度付利調整額	資格の遡及変更等に伴う調整
前年度末合計額	前年度末日	前年度末合計額	
当年度付利額	年度末日	Ryy年度付利額	Ryy年度運用分
当年度末合計額	年度末日	当年度末合計額	今回通知額
前納保険料の納付(金額欄はカッコ書き)	納付日	Ryy年前納保険料	各月末に保険料に振替
前納保険料残高(金額欄はカッコ書き)	年度末日	前納保険料残高	Ryy. mm~Ryy. mm分残高

○ 付利額の算定方法

付利額の計算では、まず、全体の付利の原資になる額を決めます。この額は運用収入(運用コスト控除後)から、①前納保険料の割引額(0.1%相当)、②年金や死亡一時金を裁定した方への付利額、③年度末付利の対象者や給付を裁定した方の付利準備金繰入額、④年度末付利の対象者や給付を裁定した方の調整準備金繰入額などを調整した後の額になります。

次に、個人ごとの保険料や国庫補助などの平均額(平均残高)に、付利利率を乗じて付利額を求めます。付利利率は、全体の付利の原資を全体の平均残高の合計額で割って求めるもので、令和7年度は7.73%になりました。

平均残高は、月単位で計算を行い、毎月運用した額の年間の平均額に相当します。このため、毎月納付の保険料は、翌月23日を基準に納付され、翌々月1日から平均残高の算定の基礎になります。また、前納保険料の場合は、お預かりしている額から、毎月末日に、保険料に振り替えますので、その翌月1日から平均残高の算定の基礎になります。